

京都市告示第 350 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、休止、廃止及び辞退の届出がありました。

平成19年1月31日

京都市長 榎本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
(医) 板倉内科医院	(医) 創志会板倉内科医院	平成18年10月3日

医療機関所在地変更

名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
(医) 西陣健康 会 出町訪問看 護ステーション	上京区寺町通今出川 上る立本寺前町81 番地 シェモアキタ ガワ1階	上京区堀川通今出川 上る南舟橋町382 番地 三井ビル7階	平成19年1月1日

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
野村 昌孝	野村鍼灸院	右京区太秦上ノ 段町10番地 エル・カーサー 707	右京区常磐草木 町6番地の3	平成18年12月1日
合田 理	あいだ整骨院	伏見区深草西浦 町3丁目3番地 の4	伏見区深草ヲタ カ町33番地の 5	平成18年12月1日

医療機関休止

名称	所在地	休止年月日
前川診療所	左京区北白川久保田町48番地の2	平成18年12月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
原山診療所	左京区黒谷町30番地	平成18年11月30日
コマツ眼科医院	伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセ オダイゴロー4F	平成18年11月30日
(医)和行会 音羽 クリニック	山科区音羽八ノ坪52番地の1	平成18年11月30日
(医)昭恵会 町塚 クリニック	山科区西野八幡田町29番地の2	平成18年11月19日
光安歯科医院	北区衣笠高橋町3番地	平成18年11月30日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
一心堂治療院	上京区上立売通浄福寺 西入上ル真倉町	中田 正三	平成18年11月30日
北田治療院	南区梅小路通大宮東入 古御旅町223番地	山本 恒久	平成18年11月30日
奥野鍼灸院	右京区西院北井御料町 32番地の4	奥野 善和	平成18年11月30日

医療機関辞退

名 称	所 在 地	辞退年月日
長井整形外科医院	下京区間之町通五条下ル大津町13番地	平成18年11月30日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)